

令和 7 事務年度¹ 証券モニタリング基本方針

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、近年の金融商品取引業者等（以下「金商業者等」という。）を取り巻く環境等を踏まえ、令和 7 事務年度における、金商業者等に対する証券モニタリング²の主な検証事項等について取りまとめた³。

1. 業態横断的な検証事項

- ① 適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や、顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況等

顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務の法制化を受け、金商業者等が顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているか、検証を行う。

非上場株式を組み入れた公募投資信託の導入等の金融商品の多様化も踏まえ、複雑又はリスクが高い商品の販売に係る対象顧客設定や顧客説明に関する社内ルールを適切に整備し、その遵守状況を適切にモニタリングしているか、合理性のない短期の乗り換え勧誘行為が行われていないか、顧客本位の業務運営に関する原則に基づいた取組方針の内容と販売実態が整合しているか等について、検証を行う。

また、銀証連携ビジネスにおける販売勧誘状況や顧客情報管理態勢等の内部管理態勢の整備状況について、検証を行う。

加えて、昨今の金融機関職員による不祥事案を踏まえ、不祥事案の未然防止の態勢整備状況について検証を行う。

- ② 「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を踏まえたサイバーセキュリティ対策の十分性や、デジタル化の進展に伴うシステムリスク管理（システム開発・運用管理や外部委託先の管理を含む）の対応状況

昨今のインターネット取引における不正アクセス・不正取引事案の重大性に鑑み、再発防止・未然防止のため、内部管理態勢の整備・セキュリティの確保・顧客対応等が適切に取られているか、重点的な検証を行う。

- ③ ビジネスモデルの変化とそれに対応した内部管理態勢の構築

市場環境や顧客ニーズの変化等の中、非対面営業の拡大や新たな商品やサービ

¹ 令和 7 事務年度は令和 7 年 7 月から同 8 年 6 月までを指す。

² 本方針において証券モニタリングとは、検査とモニタリングの双方を指している。「検査」とは、金融商品取引法第 56 条の 2 等の検査権限に基づくものを指し、「モニタリング」とは、検査以外のものを指す。

³ 証券監視委は、令和 5 年 1 月 27 日に公表した第 11 期中期活動方針において、リスクベースアプローチに基づく証券検査の継続や投資者被害事案に対する積極的な取組を掲げている。

スの提供といったビジネスモデルの変化あるいは従来型のビジネスモデルの継続による、財務面を含む経営への影響や、それらを踏まえた内部管理態勢の構築について、検証を行う。

また、主要株主や経営体制が変更されている場合や本店の所在地と実質的な業務運営拠点が異なる場合は、ビジネスモデルやガバナンスの観点から内部管理態勢の機能についても検証を行う。

加えて、顧客への情報提供の媒体や説明について顧客のデジタル・リテラシーに応じた対応をしているか、検証を行う。

④ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（AML/CFT）に係る内部管理態勢の定着状況

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「マネロンガイドライン」という。）の「対応が求められる事項」に基づく態勢の整備及び高度化の状況について検証を行う。

⑤ 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発防止策の取組状況

2. 規模・業態別の主な検証事項

（１）大手証券会社グループ⁴

引き続き、各グループを取り巻く経営環境を念頭に置きつつ、国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢の整備状況、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況について検証する。

また、売買審査態勢を含む業務運営態勢に不備が認められたことを踏まえ、不公正取引等の検知・防止のための態勢整備を始めとした内部管理態勢の整備状況について検証する。

（２）外資系証券会社

グループ戦略の一環としてのバックオフィス業務の海外委託の進展等に対応した内部管理態勢や、システムリスク管理態勢の整備状況等の検証を行う。

また、我が国金融機関等向けに提供する金融商品の販売管理態勢の整備状況について検証を行う。

（３）ネット系証券会社

昨今のインターネット取引における不正アクセス・不正取引被害の増加も踏まえたサイバーセキュリティ対策を含む、システムリスク管理態勢の整備状況につ

⁴ 大手証券会社グループ：グローバルに活動する国内証券会社

いて横断的な検証を行う（インターネット取引が可能な対面型証券会社を含む）。

また、金融商品仲介業者を活用した対面営業の拡大等に対応した外部委託先の管理態勢や、新たな商品及びサービスの提供等のビジネスモデルの変化を踏まえた業務運営態勢の整備状況について検証を行う。

さらに、新しい NISA 制度等により、増加する新規口座開設数や取引量に応じた実効的な売買管理態勢を始めとした内部管理態勢の整備状況について検証を行う。

（４）準大手証券、地域証券会社（地域銀行系証券会社を含む）

持続可能なビジネスモデルの構築・検討状況について確認するとともに、適合性原則への対応等が図られているかについて検証を行う。

（５）外国為替証拠金取引業者

広告規制違反、販売・勧誘における適正な内部管理態勢の整備状況、ストレステストの実施を含めた店頭 FX 業者の決済リスク管理の状況について検証を行う。

（６）投資運用業者

金融庁における「ファンドモニタリング調査」の結果も踏まえ、運用の実態把握（規程等に沿った業務運営の状況を含む）、運用管理態勢（外部委託運用に対するものを含む）、利益相反管理態勢の整備（取引の妥当性について、事後的に検証できる態勢となっているかを含む）等の状況について検証を行う。

（７）投資助言・代理業者

虚偽等の説明による勧誘行為・SNS を用いた広告手法について検証を行う。また、助言を受けた顧客が行う取引に関する情報を利用した取引など、投資者保護上問題のある行為の有無について検証を行う。

（８）第二種金融商品取引業者、適格機関投資家等特例業務届出者

高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の实在性等について検証を行う。

（９）登録金融機関

投資勧誘等の適正性や、適合性原則への対応が適切に図られているか等の内部管理態勢の整備状況等について検証を行う。

（10）金融商品仲介業者・その他の証券モニタリング対象先

金融商品仲介業者については、ネット系証券会社等において金融商品仲介業者

を活用した対面営業への拡大等が認められることから、投資勧誘等の適正性のほか、所属金融商品取引業者による管理態勢の十分性について検証を行う。

信用格付業者、証券金融会社、自主規制機関等については、各業態の特性を踏まえて証券モニタリングを実施する。

(11) 無登録業者

無登録業者を排除することにより投資者被害の拡大を防止するため、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。また、SNS上の広告等への警戒を更に深めるとともに、無登録業者との取引に係る注意喚起や投資者へのメッセージの掲載等を含めた情報発信を一層強化する。クロスボーダー事案については、外国当局とも連携して、重点的に対処する。金融庁関連部局、各財務局等、捜査当局及び消費者庁等との連携を一層強固に進めていく。

3. 証券モニタリングの主な検証事項の背景

(1) 昨事務年度の証券モニタリングを通じて判明した事項

① 第一種金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品仲介業者

地域証券会社において、高齢顧客に対する国内株式の勧誘に関し、保有銘柄の売却や他銘柄への乗換取引による手数料獲得を目的として、売買銘柄の損益に関する虚偽告知や誤解表示を繰り返し行う行為、自主規制機関の検査で不適切な投資勧誘に係る指摘を受けたにもかかわらず、その後も同様の勧誘行為を繰り返している等、国内株式営業に係る不適切な業務運営の状況が認められた。

適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築の状況については、準大手・地域証券会社において、適合性の観点からのモニタリングが不十分であることに起因して、顧客属性に照らして不適切な勧誘を行っている等、内部管理態勢に不備がある状況等が認められた。

大手証券会社における売買審査に関し、自主規制機関が検知した不公正取引の疑いのある取引に係る調査に対して、所属するトレーダーの行った取引に係る不公正取引の調査等を行う立場であるにもかかわらず、内部調査が不十分であったほか、取引の状況に応じた合理的な抽出基準を検討・採用しておらず、抽出基準が合理的な閾値でないなど、売買管理態勢に不備が認められた。

② 投資運用業者

投資信託約款の規定とは異なり、当社が、投資信託の諸経費を支弁するなど、投資信託約款の変更等を十分に検討しないまま、投資信託約款と異なる業務運営を行っている状況等が認められた。

③ 投資助言・代理業者

買い推奨銘柄を顧客へ伝達する前に第三者名義の口座で同銘柄を買い付け、伝達後に売り付ける忠実義務違反、投資助言実績や推奨銘柄の情報源等についての虚偽告知・誤解表示、一部の顧客に対して無償で投資顧問契約を延長して投資助言を継続することにより特別の利益を提供する行為等が認められた。

④ 第二種金融商品取引業者

他社が設定したファンドの募集等の取扱いに関し、当該ファンドへの出資金等と自社が設定したファンドへの出資金等が混在した状態で管理を行っているなど、法令で定められた管理の要件を満たさないまま、顧客から金銭の預託を受けている状況等が認められた。

⑤ 適格機関投資家等特例業務届出者

投資者の同意を得ることなくファンドと当社取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行う等、忠実に投資運用業を行っていない状況や、海外金融商品の紹介業務の対価に係る送金をファンドの配当金の送金であるかのように見せかけるために実態のないファンドを組成して当局に虚偽の届出を行った状況等が認められた。

⑥ 無登録業者

金融商品取引業の登録を受けずに、クロスボーダーで第二種金融商品取引業及び投資運用業を行っている業者が認められた。

(2) 金商業者等を取り巻く環境

① 顧客本位の業務運営等

令和6年1月のNISA制度の抜本的拡充・恒久化や同年8月の金融経済教育推進機構(J-FLEC)本格稼働等の取組により、投資家の裾野が広がるとともに資産形成が進んでいる。このような状況下において、国民の安定的な資産形成を図るためには、金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う全ての金融機関等がそれぞれの役割を認識し、顧客本位の業務運営を適切に確保し、期待される役割を十二分に発揮していくことが引き続き重要となっている。

② サイバーセキュリティリスクの高まり

インターネット取引における不正アクセス・不正取引を含む、サイバー攻撃による被害が継続して発生している中、金融機関においては、経営陣のリーダーシップの下、引き続きサイバーセキュリティを含むシステムリスク管理態勢の強化が求められている。

③ 詐欺的な投資勧誘による被害額の拡大

SNS型投資詐欺等の一層複雑化・巧妙化する投資詐欺等においては、無登録

業者である可能性がある者からの勧誘による被害額が拡大しているところ、令和7年4月に策定された「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」においては、引き続き、無登録業者の排除のための取組を積極的に推進することが盛り込まれている。

④ 新たな金融商品の広がり

スタートアップ等への成長資金供給策の一環として、投資信託協会の規則が改正され、公募投資信託への非上場株式の組み入れが、適切な審査の下、原則として純資産総額の15%を超えない範囲で可能となっている。

⑤ AML/CFTの重要性

金融機関は令和6年3月末までにマネロンガイドライン上の「対応が求められる事項」に即した基礎的な態勢を整備してきたところ、直面するリスクに応じて継続的に態勢を高度化することが重要であり、金融庁が「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」を策定した。

⑥ 内部監査の高度化の重要性等

金融庁は、金融機関に内部監査の高度化を促すため、「金融機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート（2024）」を公表後、「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会」での議論等を踏まえ、報告書（2025）を公表した。また、金融機関における不祥事の発生に関連して、「健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理態勢に関する対話結果レポート」を公表した。

（3）金商業者等を取り巻く規制の枠組み等の変更

① 顧客本位の業務運営の確保に向けた対応

金融審議会市場制度ワーキング・グループにおける提言や金融商品取引法の改正を受け、次の法令改正等が行われた。

「顧客本位の業務運営に関する原則」に組成会社向けの「プロダクトガバナンスに関する補充原則」が追加された（令和6年9月）。

また、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）が改正され、顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務についての記載が追加された（令和6年11月）。

さらに、投資信託・ラップ商品（投資一任契約）・仕組債について、顧客との利益相反の可能性に係る事項について顧客への情報提供を義務付けるため、金融商品取引業等に関する内閣府令等の改正が行われた（令和7年12月施行）。

② デジタル化の進展等への対応

金融商品取引法の改正により、金融商品取引契約の締結にあたり顧客の属性に応じた説明を義務付けるとともに、顧客への情報提供の媒体を顧客のデジタル・リテラシーに応じて「書面」又は「デジタル」とすることが選択可能とな

った（令和 7 年 4 月施行）。

また、金融庁が「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を策定し、「基本的な対応事項」「対応が望ましい事項」を明確化するとともに、監督指針を改正し、取締役会等がサイバーセキュリティの重要性を認識し同ガイドラインを踏まえて必要な態勢を整備しているかに留意して検証する旨を追加した（令和 6 年 10 月）。

③ 資産運用の高度化・多様化

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律が改正され、投資運用業者からコンプライアンス業務や計理業務を受託する事業者の任意の登録制度が創設され、当該登録業者に業務を委託する投資運用業者の登録要件が緩和された。また、投資運用業者がファンド運営機能（企画・立案）に特化できるよう、運用（投資実行）権限の全部委託が可能となった。さらに、原則としてプロ投資家を対象とする非上場有価証券の仲介業務に特化し、金銭の預託を取引の決済に必要な範囲でのみ受ける場合には、第一種金融商品取引業の登録要件が緩和されたほか（上記は令和 7 年 5 月施行）、非上場有価証券のみを取扱う私設取引システム（PTS）について、取引規模が限定的な場合は、認可を要せず、第一種金融商品取引業の登録により運営可能となった（令和 6 年 11 月施行）。

また、金融庁において、潜在的な流動性リスクの把握等の観点から純資産額 500 億円以上の国内籍ファンドについて第 1 回「ファンドモニタリング調査」が行われるとともに、資産運用ビジネスの高度化に向けて横断的なモニタリング等が実施された。

④ 投資詐欺・無登録業者等への対応

「国民を詐欺から守るための総合対策」を踏まえ、金融庁は、投資詐欺を目的とするような SNS 上の広告等について、当該広告等の削除につなげるなど、SNS 事業者等と連携し対応を実施するため、「SNS 上の投資詐欺が疑われる広告等に関する情報受付窓口」を設置した。

また、金融商品取引法等ガイドライン・監督指針の改正により、無登録業者等が、一見してそれ自体では金融商品取引業に該当しないかのような広告等を入口として金融商品取引契約に誘い込む行為を行う場合には、一連の行為が違法行為に該当し得ることが明確化された。

4. 証券モニタリングの進め方

（1）検査

証券モニタリングの対象業者数は、延べ約 8,800 者となっており、その規模、

業務内容や取扱金融商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令等遵守、投資者保護の態勢が十分でない業者も存在している。このため、「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」を踏まえながら、金商業者等のリスク特性に応じた効果的・効率的な証券モニタリングに努め、リスクの所在を早期に把握することが重要となっている。

そのため、金融庁関連部局等と連携して、金商業者等におけるリスクの特定・評価を行い、リスクベースで検査対象先を選定する取組を継続し、以下のような状況である場合を中心に、検査による実態把握を引き続き積極的に進めていく。その際、必要に応じて検証事項を絞り込む等、機動的に検査を実施するものとする。

- ① 個別の法令違反や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況
- ② モニタリングでは業務運営等の実態が必ずしも十分に把握できない状況（検査未実施先や長期未実施先、買収等による株主構成の変更に伴い、ビジネスモデルや業務運営態勢を変更した先を含む）
- ③ 取り扱う金融商品のリスクや分別管理の適切性などについて実態把握が必要な状況

検査においては、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努めるほか、個々の金商業者等の特性や検証事項に応じて、デジタルフォレンジックを実施することにより、深度ある検証を行うこととする。また、営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し、検査を実施することとする。

また、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を把握し、問題が発生した原因を究明することにより、実効性のある再発防止策の策定につながるよう取り組んでいく。さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、検査終了通知書等に「留意すべき事項」として記載して、証券監視委の問題意識を検査対象先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していくこととする。

（２）関係機関との連携

各財務局等との間で、検査の計画策定段階から情報共有や意見交換等も含めて緊密に連携するとともに、本店の所在地と実質的な業務運営拠点が異なる場合も考慮し、調整機能を発揮して財務局の取組を支援する。また、必要に応じて証券監視委と財務局又は財務局間の合同検査を実施し、財務局間での検査応援等についても柔軟に行う等、人材の効果的な活用、ノウハウの共有化を図る。

また、暗号資産関連店頭デリバティブ取引業等を行う暗号資産交換業者や金融サービス仲介業者に対する検査においては、金融庁検査部局及び各財務局等との

間で、情報共有、同時検査の実施等の連携を図っていく。

自主規制機関とは引き続き緊密に連携するとともに、更に連携の拡大・深化を図っていく。自主規制機関との間で、検査・監査等で検知した内容・問題意識やそれらのフォローアップ状況をタイムリーかつ双方向に共有する。また、新たに発足する自主規制機関の自主規制機能の強化を支援する。

捜査当局及び消費者庁等との間で、無登録業者に係る情報提供や、人事交流・講義実施等により、連携を強化する。

5. 検査結果の情報発信・その他の取組

検査を通じて把握した問題点や究明した根本原因等については、必要に応じて、金融庁関連部局等と連携して金商業者等に対してフィードバックを行い、これらの監査関係者及び社外取締役に対しても、検査結果を講評時等において共有する等により、改善に向けた自主的な取組を促す。

また、証券監視委の問題意識等が対外的にも的確に伝わるよう、「証券モニタリング概要・事例集」等により、具体的で分かりやすい情報発信に努めていく。